ウルグアイ東方共和国の表

一	分野
	小分野
	留保の種類
	現行の措置
	分野
	小分野
	産業分類
	留保の種類
	概要
	現行の措置
	分野
	小分野
	産業分類
	留保の種類
	概要
	現行の措置
	分野
	小分野
	産業分類
	留保の種類
	概要
	現行の措置
二	分野
	小分野
	留保の種類
	概要
	現行の措置
三	分野
	小分野
	留保の種類
	概要
	現行の措置
四	分野
	小分野
	留保の種類
	概要
	現行の措置
五	分野
	小分野
	留保の種類
	概要
	現行の措置
六	分野
	小分野
	留保の種類

七

分野　漁業
小分野　領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業
産業分類　ＪＳＩＣ　〇三一　海面漁業
ＪＳＩＣ　〇三二　内水面漁業
ＪＳＩＣ　〇四一　海面養殖業
ＪＳＩＣ　〇四二　内水面養殖業
ＪＳＩＣ　八〇九三　遊漁船業
留保の種類　内国民待遇（第三条）
最恵国待遇（第四条）
特定措置の履行要求（第八条）
経営幹部及び取締役会（第九条）
概要　日本国は、領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
この留保の適用上、「漁業」とは、水産資源の採取及び養殖の事業をいい、漁業に関連する次の活動を含む。(a)　水産資源の採取を伴わない調査
(b)　漁獲物の保蔵及び加工
(c)　漁獲物及びその製品の輸送
(d)　漁業に使用される他の船舶への補給
(e)　漁業に使用される他の船舶への補給
現行の措置　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条
対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
外国人漁業の規制に関する法律（昭和四十二年法律第六十号）第三条、第四条及び第六条
排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（平成八年法律第七十六号）第四条、第五条、第七条から第十二条まで及び第十四条

八

分野　情報通信業
小分野　放送業
産業分類　ＪＳＩＣ　三八〇　管理、補助的経済活動を行う事業所
ＪＳＩＣ　三八一　公共放送（有線放送業を除く。）
ＪＳＩＣ　三八二　民間放送業（有線放送業を除く。）
ＪＳＩＣ　三八三　有線放送業
留保の種類　内国民待遇（第三条）
特定措置の履行要求（第八条）
経営幹部及び取締役会（第九条）
概要　日本国は、放送業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条
対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第五条
放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第九十三条、第百十六条、第百二十五条、第百五十九条及び第百六十一条

九

分野　土地取引に関する事項
小分野
産業分類
留保の種類　内国民待遇（第三条）
最恵国待遇（第四条）
概要　政令により日本国における外国人又は外国の法人による土地の取得又は賃貸借を禁止し、又は制限することができる。ただし、日本国の国民又は法人が、その外国において、同一又は類似の禁止又は制限を課されている場合に限る。
現行の措置　外国人土地法（大正十四年法律第四十二号）第一条

一

分野　道路、鉄道、空港及び港湾のサービス及び基盤
小分野
留保の種類　内国民待遇（第三条）
特定措置の履行要求（第八条）
経営幹部及び取締役会（第九条）

二

概要　ウルグアイ東方共和国（以下この表において「ウルグアイ」という。）は、道路、鉄道、空港及び港湾のサービス及び基盤に係る特許並びに現行の特許の更新又は再交渉に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置　液体燃料、固体燃料及び気体燃料並びにその関連製品の流通サービス
留保の種類　特定措置の履行要求（第八条）
概要　ウルグアイは、液体燃料、固体燃料及び気体燃料並びにその関連製品の流通サービスに係る特許並びに当該サービスに係る現行の特許の更新又は再交渉に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
燃料アルコールセメント公社（ＡＮＣＡＰ）は、法令に従って特許を与える。

三

分野　全ての分野
小分野
留保の種類　内国民待遇（第三条）
経営幹部及び取締役会（第九条）
概要　ウルグアイは、社会的又は経済的な理由により少数民族に権利又は特恵を与える措置を採用し、又は維持する権利を留保する。

四

分野　全ての分野
小分野
留保の種類　内国民待遇（第三条）
特定措置の履行要求（第八条）
経営幹部及び取締役会（第九条）
概要　ウルグアイは、既存の公的企業において保有されるあらゆる持分の移転又は処分について、ウルグアイの国民のみが取得できるよう制限する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
ただし、前段の制限は、当該持分の最初の移転又は処分にのみ関連し、その後の移転又は処分には関連しない。
ウルグアイは、移転される持分の所有に対する制限を通じてではなく取締役会の構成に関する措置を通じて第一段に規定する持分の移転又は処分により設立される新たな企業の管理を制限し、又は維持する権利を留保する。
ウルグアイは、また、当該新たな企業の経営幹部及び取締役会役員の国籍に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
「公的企業」とは、ウルグアイ国家が当該企業の財産への参加を通じて所有し、又は支配する企業をいう（この協定の効力発生の日の後に設立される企業を含む。）。

五

分野　郵便サービス
小分野
留保の種類　内国民待遇（第三条）
概要　ウルグアイは、公的企業が提供する定期的な仕入書の受領、処理、輸送及び引渡しに制限を課す措置を採用し、又は維持する権利を留保する。当該公的企業には、次のものを含む。(a)　ＡＮＴＥＬ（電気通信公社（基本電気通信））
(b)　ＵＴＥ（電力公社（配電））
(c)　ＯＳＥ（水道公社（配水））

六

分野　社会サービス
小分野
留保の種類　内国民待遇（第三条）
最恵国待遇（第四条）
特定措置の履行要求（第八条）
経営幹部及び取締役会（第九条）